

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年4月11日(2023.4.11)

【公開番号】特開2022-168157(P2022-168157A)

【公開日】令和4年11月4日(2022.11.4)

【年通号数】公開公報(特許)2022-203

【出願番号】特願2022-143713(P2022-143713)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月3日(2023.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて所定の情報を取得する取得手段と、

その取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する判定手段と、

その判定手段の判定結果が特定の判定結果になったことに基づいて遊技者に有利な有利遊技を実行することが可能な有利遊技実行手段と、を備えた遊技機において、  
前記有利遊技実行手段によって実行される前記有利遊技として、特定有利遊技を少なくとも含む複数のうち1の前記有利遊技を決定する決定手段と、

少なくとも前記特定有利遊技に関する遊技の状態が終了した後の状態として、遊技者に有利な特定状態を設定する特定状態設定手段と、

前記特定状態が設定された後で予め定められた特定回数の前記判定手段の判定に渡って連続して前記特定の判定結果とは異なる判定結果となったことに基づいて、前記特定状態よりも有利度合いが低い所定状態を設定する所定状態設定手段と、

前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る前記特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記特定回数未満の所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、所定の演出態様を少なくとも含む所定演出を実行可能な第1演出実行手段と、

前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、前記所定の演出態様を含まない前記所定演出を実行可能な第2演出実行手段と、を備え、

前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、

前記遊技機は、

前記特定状態において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待度を遊技者が把握し得る特定演出態様を少なくとも含む前記所定演出を実行可能であり、

前記取得手段は、前記所定条件として第1所定条件が成立したことに基づいて前記所定の

30

40

50

情報を取得する第1取得手段と、前記所定条件として前記第1所定条件とは異なる第2所定条件が成立したことに基づいて前記所定の情報を取得する第2取得手段と、で少なくとも構成されており、

前記判定手段は、前記第1取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第1判定手段と、前記第2取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第2判定手段と、で少なくとも構成されており、

前記遊技機は、

少なくとも前記特定状態において前記第1所定条件を成立させずに前記第2所定条件を成立させることができ可能な所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、

少なくとも前記特定状態において前記所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、共通の割合で前記決定手段により1の前記有利遊技が決定される構成であることを特徴とする遊技機。

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】**明細書

10

**【補正対象項目名】**0006

20

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0006】**

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、所定条件の成立に基づいて所定の情報を取得する取得手段と、その取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する判定手段と、その判定手段の判定結果が特定の判定結果になったことに基づいて遊技者に有利な有利遊技を実行することが可能な有利遊技実行手段と、を備え、前記有利遊技実行手段によって実行される前記有利遊技として、特定有利遊技を少なくとも含む複数のうち1の前記有利遊技を決定する決定手段と、少なくとも前記特定有利遊技に関する遊技の状態が終了した後の状態として、遊技者に有利な特定状態を設定する特定状態設定手段と、前記特定状態が設定された後で予め定められた特定回数の前記判定手段の判定に渡って連続して前記特定の判定結果とは異なる判定結果となったことに基づいて、前記特定状態よりも有利度合いが低い所定状態を設定する所定状態設定手段と、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る前記特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記特定回数未満の所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、所定の演出態様を少なくとも含む所定演出を実行可能な第1演出実行手段と、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、前記遊技機は、前記特定状態において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待度を遊技者が把握し得る特定演出態様を少なくとも含む前記所定演出を実行可能であり、前記取得手段は、前記所定条件として第1所定条件が成立したことに基づいて前記所定の情報を取得する第1取得手段と、前記所定条件として前記第1所定条件とは異なる第2所定条件が成立したことに基づいて前記所定の情報を取得する第2取得手段と、で少なくとも構成され

30

40

50

ており、前記判定手段は、前記第1取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第1判定手段と、前記第2取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第2判定手段と、で少なくとも構成されており、前記遊技機は、少なくとも前記特定状態において前記第1所定条件を成立させずに前記第2所定条件を成立させることができ可能な所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、少なくとも前記特定状態において前記所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、共通の割合で前記決定手段により1の前記有利遊技が決定される構成である。

10

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

20

請求項1記載の遊技機によれば、所定条件の成立に基づいて所定の情報を取得する取得手段と、その取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する判定手段と、その判定手段の判定結果が特定の判定結果になったことに基づいて遊技者に有利な有利遊技を実行することが可能な有利遊技実行手段と、を備え、前記有利遊技実行手段によって実行される前記有利遊技として、特定有利遊技を少なくとも含む複数のうち1の前記有利遊技を決定する決定手段と、少なくとも前記特定有利遊技に関する遊技の状態が終了した後の状態として、遊技者に有利な特定状態を設定する特定状態設定手段と、前記特定状態が設定された後で予め定められた特定回数の前記判定手段の判定に渡って連続して前記特定の判定結果とは異なる判定結果となったことに基づいて、前記特定状態よりも有利度合いが低い所定状態を設定する所定状態設定手段と、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る前記特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記特定回数未満の所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、所定の演出態様を少なくとも含む所定演出を実行可能な第1演出実行手段と、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、前記所定の演出態様を含まない前記所定演出を実行可能な第2演出実行手段と、を備え、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、前記遊技機は、前記特定状態において前記判定手段の判定が実行されたことに基づいて、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待度を遊技者が把握し得る特定演出態様を少なくとも含む前記所定演出を実行可能であり、前記取得手段は、前記所定条件として第1所定条件が成立したことに基づいて前記所定の情報を取得する第1取得手段と、前記所定条件として前記第1所定条件とは異なる第2所定条件が成立したことに基づいて前記所定の情報を取得する第2取得手段と、で少なくとも構成されており、前記判定手段は、前記第1取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第1判定手段と、前記第2取得手段によって取得された前記所定の情報を用いて判定を実行する第2判定手段と、で少なくとも構成されており、前記遊技機は、少なくとも前記特定状態において前記第1所定条件を成立させずに前記第2所定条件を成立させることができ可能な所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで

30

40

50

継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、前記有利遊技が実行されて前記特定状態が設定される期待値が異なる構成であり、少なくとも前記特定状態において前記所定の遊技方法で遊技を行い続けた場合において、前記特定回数の判定が実行されるまで継続し得る特定状態が設定された後の前記判定手段の判定の回数が、前記所定回数以下の回数の範囲と、前記所定回数よりも多い回数であって前記特定回数以下の回数の範囲とで、共通の割合で前記決定手段により1の前記有利遊技が決定される構成である。

10

20

30

40

50